

本動画コンテンツにかかる契約条件

文書に記載するお客様（以下「お客様」といいます）にてご注文される動画コンテンツ（以下「本動画コンテンツ」といいます）に関する本契約条件（以下「本契約条件」といいます）は、当該注文書を XXXXX（以下「当社」といいます）にて承諾して成立するお客様と当社における契約（以下「本契約」といいます）に適用されるものです。なお、本動画コンテンツは、横河デジタル株式会社または第三者（以下総称して「横河デジタル等」といいます）が著作権等知的財産権、その他権利を有する者であり、当社は横河デジタル等の許諾を得たうえで、本動画コンテンツの使用権等をお客様に許諾するものです。

第 1 条（定義）

本契約条件において「本パッケージ」とは、本動画コンテンツおよび本動画コンテンツに付随する関連資料等をいいます。

第 2 条（本契約の成立）

1）本契約は、お客様が本契約条件等に同意のうえ、注文書を当社に送付し、当社が当該注文書に基づく申し込みを書面にて承諾（注文請書等をいう）した時点をもって成立するものとします。ただし、当社が当該注文書を受領した日から 2 週間以内に、当社から受諾拒否の通知を行わない場合、当該期間の満了日をもって本契約が成立したとみなすものとします。

2）当社は、次条に定める利用開始日までに次の各号の何れかに該当することが生じた場合又は明らかになった場合は、本契約の申込を承諾しないこと又は何ら責任を負うことなく本契約を解除することがあります。

- ①お客様が 本契約の申込時に虚偽の事項を当社に通知したことが判明したこと
- ②お客様が利用料金等の支払を現に怠り又は怠るおそれがあると当社が判断すること
- ③お客様との間で過去に不正使用等により本パッケージの利用契約又は当社が提供する本パッケージ以外の製品、サービス等に係る契約が解除されていること
- ④その他お客様の本契約の申込を承諾すること又は本契約を履行することが、技術上又は当社の業務の遂行上著しい支障があると当社が判断すること

3）前項により当社が本契約を解除した場合、当社は何らの責任を負わないものとします。また、お客様の責めに帰すべき事由により前項に基づき当社が本契約を解除した場合及び次条に定める利用開始日までにお客様が本契約の解除を申し出た場合において、当社がこれらにより損害を被ったときは、当社はその賠償をお客様に請求できるものとします。

第 3 条（本パッケージの利用）

1）お客様は、当社に次条に定める利用料金を支払うことにより、当社がお客様に別途通知する「利用開始日」から、本契約条件等を遵守することを前提として、お客様の業務に係る自己使用の目的に限り本パッケージを利用することができるものとします。

2）お客様は、別途当社が事前に書面により承諾した場合を除き、注文書の動画利用会社欄に記載の事業所・職場に属する者に限って、本パッケージを利用、閲覧等をさせることができるものとし、かかる者以外に当該利用および閲覧等をさせないものとします。

3）お客様は、本パッケージの利用に関し、当社が書面により別途同意した場合を除き、次の各号に定める事項を行わないものとします。

- ①本パッケージについて、お客様以外の第三者に対して使用許諾、再使用許諾、販売、再販、賃貸、リース、移転、譲渡、頒布もしくは質入を行うこと、又は公衆送信もしくは送信可能化を行うこと
- ②本パッケージ（その一部の場合を含む。以下第③号、第④号で同じ）を当社の許可なく複製すること
- ③本パッケージを修正もしくは他の言語への翻訳等により本パッケージを改変すること、又はこれらを試みることに
- ④改変、翻案、抽出による本パッケージの二次的著作物の制作
- ⑤本パッケージを、関連法令に違反した行為に使用すること
- ⑥本パッケージ（複製物を含む）に表示されている著作権、商標、ロゴその他の表示を削除すること

第 4 条（利用料金の支払い）

1）本パッケージの利用料金は、当社が本契約締結前にお客様に提示している見積書記載の金額とします。お客様は見積書に記載される支払条件に従って支払うものとします。

2）利用料金の口座振込に係る銀行手数料及びこれに対応する消費税等相当額は、お客様がこれらを負担するものとします。

第 5 条（情報提供及び変更の申告）

お客様は、本契約の申込時に、当社が必要とするお客様に係る情報を当社に提供頂くものとし、当該情報に変更がある場合、速やかにその旨を当社に届け出るものとします。

第 6 条（知的財産権）

本パッケージにかかる全ての知的財産権は、当社、横河デジタル等に留保するものとし、本契約条件において明示的に規定される場合を除き、お客様に対し、如何なる権利も譲渡又は許諾するものではありません。

第 7 条（本パッケージの提供）

1) 当社は、本パッケージを適切に提供するための商業上合理的な努力を行うものとしませんが、本パッケージは現状のまま提供されるものであり、当社は明示的であるか黙示的であるか、法令に基づくものか否かを問わず、本パッケージについていかなる保証を行うものではありません。

2) お客様が第 3 条第 1 項に定める目的以外の目的で本パッケージを使用する場合、当社は当該使用により発生するいかなるクレーム及び損害に対しても責任を負わないものとし、お客様は、お客様の責任においてこれを解決し、当社に発生した損害を賠償するものとします。

3) 本パッケージは当社が用意するクラウド環境からお客様がダウンロードすることにより、当社からお客様に引き渡されるものとします。当該ダウンロード完了をもって、本パッケージの引き渡し完了するものとします。本パッケージのダウンロード過程で問題があった場合は直ちに当社へ書面（メールを含む）で通知し、この場合も当社の対応後本パッケージが滞りなくダウンロードできたことをもって本パッケージの引き渡し完了とします。

第 8 条（責任の制限）

1) 当社（横河デジタル等を含む）のお客様に対する責任は、善良なる管理者の注意をもって本パッケージを引き渡すことに限られ、その他の如何なる損害についても責任を負わないものとします。

2) 天災地変その他当社の責めに帰することができない不可抗力により、本パッケージの提供もしくは本契約の不履行又は本契約の解除等やむをえない事態が発生した場合は、当社はお客様に遅滞なく連絡し、かかる事態の回避に最善の努力を行いますが、この場合、当社はかかる事態により生じた損害を賠償する責任を免れます。

3) 本契約に基づく本パッケージの利用に関し、当社の責めに帰すべき事由によりお客様が損害を被った場合は、当社は本契約の規定に従って対応するものとしませんが、当社はいかなる場合においても、派生損害、結果損害、その他の間接損害（営業上の利益の損失、原料又は生産物の損失、業務の中断、情報の喪失等による損害その他）、予見の有無に係らず特別な事情により生じた損害については一切責任を負わないものとします。

第 9 条（秘密保持等）

1) お客様及び当社は、引き渡し後 5 年間は、本契約に基づき相手方から開示時に「秘密」の指定を受けた情報（以下「秘密情報」といいます）を秘密に保持し、本契約履行の目的のみに利用し、また相手方の事前の書面による承諾なく第三者に開示又は漏洩してはならないものとします。

2) 本パッケージ及び本パッケージに含まれる情報は、当社または横河デジタル等の固有財産であり、お客様は利用するために必要であるお客様の役員、従業員（以下総称して「従業員等」といいます）以外に当該情報を開示、漏えいしないものとします。また、お客様は従業員等に対しては本契約と同等の秘密保持の義務を負わせるとともに、従業員等の行為について責任を負うものとします。

3) 第 9 条 1 項および 2 項の定めは、秘密情報を知り得たときに公知のもの、その後自らの責めによることなく公知となったもの、正当な開示権限を有する第三者から適法に取得したもの、秘密情報を知り得る前に保有していたもの、相手方の秘密とすべき情報によることなく独自に開発したものには適用しないものとします。

4) お客様及び当社は、秘密情報を相手方の事前の書面による承諾を得て第三者に開示する場合は、当該第三者に対し本契約と実質的に同程度の秘密保持義務を課するとともに、当該第三者の行為につき相手方に対し本契約の範囲内で責任を負うものとします。

5) お客様及び当社は、個人情報及びプライバシーに関する法令を遵守するものとします。

第 10 条（知的財産権侵害）

1) 本パッケージが日本国内における第三者の著作権、特許権その他の産業財産権を侵害するものとして、お客様に対し第三者から警告、使用差し止め、損害賠償請求等（以下総称して「請求等」といいます）がなされた場合、お客様は当該第三者から請求等を受けた事実及びその内容を書面にて直ちに当社に通知するものとします。

2) 前項の請求等が当社の責めに帰すべき事由によるときは、当社は、前項に従いお客様の通知がなされたこと及び次の各号に定めるすべての要件が充たされることを条件として、自己の費用負担で解決に当たり、その損害賠償金額の限度は当該侵害の原因となった本パッケージに関連して支払われた利用料金を限度として、お客様が支払うべきとされた損害賠償額を負担するものとします。但し、当社または横河デジタル等以外の者による本パッケージの改変に起因する場合、本契約条件に反して使用したこと起因する場合、お客様の指示に起因する場合、当社の助言に従わない場合、その他当社の責めに帰すべからざる事由による場合には、当社は一切の責任を負わないものとします。

①お客様が当該第三者との交渉又は訴訟の遂行に関し、当社および横河デジタル等に対して実質的な参加の機会及びすべてについての決定権限を与え、並びに必要な情報の提供及び援助をすること

②敗訴判決が確定すること又は当社が訴訟遂行以外の決定を行ったときは和解などにより確定的に解決すること

3) 当社は、当社の責めに帰すべき事由による知的財産権の侵害を理由として本パッケージの将来に向けての使用が不可能となるおそれがあると判断した場合、当社の選択及び費用負担により次の各号のいずれかの措置をとることができるものとします。

①権利侵害している部分を変更すること

②継続使用のための権利を当該第三者から取得すること

③前各号の処置が取れない場合、本契約を解除すること

4) 本条の定めが知的財産権侵害に関する当社の責任のすべてとします。

第 11 条（解除）

当社は、お客様が次の各号の何れかに該当する場合は、お客様に対し何らの通知又は催告を要することなく直ちに本契約を解除することができるものとします。

①差押え、仮差押え、仮処分、その他強制執行、執行保全処分又は競売の申請があったとき

②破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始の申し立てがあったとき、又は清算手続きに入ったとき

③公租公課を滞納し督促を受けたとき、又は保全処分を受けたとき

④支払いを停止したとき、手形交換所の手形取引停止処分を受け、その他手形又は小切手を不渡りにしたとき

⑤上記以外に信用状態もしくは資産状態が悪化し、又はその恐れがあると認めるに足る相当の理由があるとき

⑥利用料金の支払いを合意した期間までに行わないとき

⑦本契約に違反し、又は取引上信義に反する行為があったとき

⑧監督官庁より営業の停止又は取消等の処分を受けたとき

⑨他の会社との合併、会社分割及び事業譲渡等により本契約に重大な影響を与えるとき

⑩その他前各号の一に準ずる事由があったとき

第 12 条（契約解除後の措置）

1) 本契約が解除された場合、お客様は、本契約に基づくすべての権利を失い、本パッケージの使用を直ちに停止するものとし、本パッケージ及びその複製物を当社に返却もしくは当社の承諾を得て記憶媒体に記録されている本動画コンテンツ及びその複製物を完全に消去するものとします。本契約の解除、又はそれ以外の場合において、お客様が本動画コンテンツ又はその複製物の記録に係る記憶媒体を廃棄するときは、当該記憶媒体における本動画コンテンツ及びその複製物が完全に消去されていることを要するものとします。なお、お客様がかかる停止、返却、消去、廃棄等（以下「消去等」といいます）を行わない場合、当社が消去等を実施できるものとします。かかる場合を含め当社が消去等を行う場合は、これらに要する費用はお客様の負担とします。

2) 本契約が解除された場合、当社の責めに帰すべき事由によるものを除き、当社はお客様に対して、お客様が支払済の本パッケージの利用料金を返金しないものとします。

3) 本契約の解除後といえども、第 6 条（知的財産権）、第 8 条（責任の制限）、第 9 条（秘密保持等）、第 10 条（知的財産権侵害）、本条（契約解除後の措置）、第 13 条（損害賠償）、第 17 条（合意管轄）及び本条の規定は有効に存続します。

第 13 条（損害賠償）

お客様又は当社は、相手方が本契約に違背しこれにより損害を被ったときは、相手方に損害賠償の請求をすることができるものとします。尚、この場合に当社が負う損害賠償責任は、通常の直接損害に限り、本パッケージに関連して実際に支払われた利用料金を限度とし、一切の間接損害を除くなど第 8 条第 2 項に記載した範囲に限られるものとします。

第 14 条（権利義務の譲渡）

お客様は、本契約上の地位又は本契約に基づく権利義務を当社の書面による事前の承諾なく第三者に譲渡等してはならないものとします。

第 15 条（コンプライアンス）

お客様及び当社は、本契約の履行に際し、次の各号を遵守するものとします。

- ① 従業員等が、暴力団、暴力団構成員、暴力団関係者その他の反社会的勢力（以下まとめて「反社会的勢力」といいます）ではないこと、反社会的勢力を利用しないこと、又は反社会的勢力に対し資金などを提供しもしくは便宜を供与するなどの関与をしないこと
- ② 個人情報保護法、労働関係法令、環境保護関係法令、不正競争防止法、米国海外腐敗行為防止法（Foreign Corrupt Practices Act）、英国贈収賄法（UK Bribery Act 2010）その他各国の腐敗防止および贈収賄防止等に関する法律（法律によっては民間人（企業）に対する贈賄行為および収賄行為を禁じるものを含みます）その他法令に違反しないこと
- ③ 社会条理（コンプライアンス、CSR の観点から道義的に遵守すべき事柄）に違反しないこと

第 16 条（条項の独立性）

本契約のいずれかの規定が無効又は違法であっても、本契約の他の規定はそれに何ら影響を受けることなく、かかる無効又は違法等は本契約全体の無効又は違法を意味するものではないものとします。

第 17 条（合意管轄）

お客様及び当社は、本契約に関し訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所（本庁）を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。

第 18 条（協議解決）

本契約に定めのない事項又は本契約の解釈について疑義を生じた場合は、両者誠意をもって協議のうえ解決するものとします。

上記内容をご確認いただき、ご同意いただける場合には別紙注文書への記入をお願いします。

以上